

#8 構成要件総論——要素と機能

第2章 構成要件 ②／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 軸：構成要件＝犯罪の"型"＝犯罪論のスタートライン

- ・ 構成要件とは、刑法の各条文が定める**犯罪の型（犯罪類型）**。殺人罪＝「人を殺す」、窃盗罪＝「他人の財物を盗む」。
- ・ 型に当たるか（構成要件該当性）が**第一関門**。ここを通過して初めて 違法性 → 責任 の検討に進む。
- ・ 今日の話は全部「この型を どう使うか」＝**機能（働き）・要素（中身）・確定（広がり）**の3つ。

2 構成要件の3つの機能（働き）

- ・ ① **罪刑法定主義的機能（＝自由保障機能）**：型に当たらなければ不可罰。罰する条文がなければ犯罪でない（∴該当しなければ不可罰）。→ 罪刑法定主義の現れ＝**#5**。
- ・ ② **故意規制機能**：故意＝構成要件に当たる事実の認識認容。**型が「何を分かっていたら故意か」の照準（認識対象）を画す**。→ 故意の中身＝**#16**。
- ・ ③ **違法性推定機能**：型＝ふつう違法・有責な行為の類型→当たれば**まず違法・有責と推定**し、例外（阻却事由）を後で探す（原則アウト・例外で覆す）。→ 違法性の本質＝**#20**。
- ・ ※ #3「刑法の2機能（法益保護／自由保障）」とは別物（混同注意）。

3 構成要件要素の種類（中身）

- ・ **客観的要素**（外から認識）：(1)実行行為（法益侵害の現実的危険性を有する行為）(2)構成要件の結果 (3)因果関係。
- ・ **主観的要素**（内心）：故意（客観的要素の認識認容）・過失（予見可能性を前提とした結果回避義務違反（通説））。
 - ・ + **主観的超過要素**＝目的犯の目的・傾向犯の傾向（故意を超えて要求される内心）。
- ・ **殺人罪で具体化**：実行行為＝ナイフで刺す（死の危険）／結果＝死亡／因果＝刺したから死んだ／故意＝「殺す」の認識認容。
- ・ もう一つの切り口＝**記述的要素／規範的要素**（記述的＝見れば分かる「人」「物」／規範的＝評価して意味が決まる「わいせつ」）。詳細は**#9（c2-3）**。
- ・ 各要素の中身は**#10～（第2章④以降）**で深掘り。

4 構成要件の確定（広がり）

- ・ **基本的構成要件**＝各本条の型。**既遂・単独正犯**が通常の姿。文言だけでは足りず他条文・解釈で補完（故意＝38条1項を読み込む／因果＝解釈）。
- ・ **修正された構成要件**＝基本の型に修正を加え**処罰範囲を伸ばす**。未遂＝43条・共犯＝60条。
 - ・ 199+43＝殺人未遂／199+60＝殺人の共同正犯。中身は**未遂＝#29／共同正犯＝#33**。

5 条文（全文・e-Gov 現行XML 逐語）

- ・ **刑法38条1項（故意の原則）**：「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」
- ・ **刑法43条（未遂減免）**：「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。」
- ・ **刑法60条（共同正犯）**：「二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。」
- ・ ※殺人罪199条は2025-06-01施行の改正で法定刑が「拘禁刑」に変わっている（本動画では199条を全文引用せず「殺人罪＝199」のラベル参照のみ）。

6 送り先（この回で導入だけした論点の回収先）

論点	回収先
各構成要件要素の中身（実行行為・結果・因果）	#10～（第2章④以降）
記述的／規範的要素の詳細（意味の認識）	#9（c2-3）・#16
構成要件の故意の中身（38条1項・認識認容）	#16（c2-10）
未遂（実行の着手）	#29
共同正犯（60条）	#33
罪刑法定主義の本論	#5
違法性の本質・違法性阻却の各論	#20～

7 一問一答

- Q. 構成要件の3つの機能は？ → A. 罪刑法定主義的機能（自由保障）・故意規制機能・違法性推定機能。
- Q. 故意規制機能とは？ → A. 故意＝構成要件に当たる事実の認識認容。型が故意の認識対象（照準）を画する働き。
- Q. 違法性推定機能の帰結は？ → A. 型に当たれば まず違法・有責と推定し、例外（阻却事由）だけ後で検討する。
- Q. 主観的超過要素の例は？ → A. 目的犯の目的（公文書偽造の行使の目的）・傾向犯の傾向。
- Q. 修正された構成要件の例は？ → A. 未遂（43条）・共犯（60条）。199+43＝殺人未遂、199+60＝殺人の共同正犯。

◆ 短答ひっかけ

- 構成要件の3機能（罪刑法定主義的・故意規制・違法性推定）と、刑法の2機能（法益保護・自由保障）は**別物**（混同注意）
- 違法性推定機能の帰結：型に当たれば「まず違法・有責と推定」し、例外（阻却事由）だけ後で探す（アウト原則・例外で覆す）
- 主観的超過要素（目的・傾向）は**故意を超えて**要求される内心——故意の認識対象そのものではない
- **修正された構成要件**は処罰範囲を"広げる"（未遂43条・共犯60条）。基本型を縮める方向ではない
- 基本的構成要件の完成形は**既遂・単独正犯**——未遂や共犯は修正が入って初めて処罰できる

◆ 論文の型

- 該当なし（導入回）

◆ 今日の地図（保存版）

- 構成要件＝各条文が定める**犯罪の型（犯罪類型）**。第一関門。
- 3つの機能：①罪刑法定主義的機能（型になれば不可罰）、②故意規制機能（型が故意の認識対象を画す）、③違法性推定機能（型に当たれば違法・有責を推定）
- 要素の2軸：客観的要素（実行行為・結果・因果）× 主観的要素（故意・過失＋主観的超過要素）
- もう一つの切り口：記述的要素（見ればわかる「人」「物」）vs 規範的要素（評価が要る「わいせつ」）
- 基本的構成要件（各本条・既遂・単独正犯）→ 修正された構成要件（未遂43条・共犯60条）で処罰範囲を拡張
- 条文だけでは足りず他条文・解釈で補完（故意＝38条1項・因果＝解釈）

次回は #9 「犯罪の分類」。